

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四号

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県食品衛生検査所長に対する事務委任規則（平成二年十二月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三号ウ中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

第四号(五)及び(六)中「第七条第一項第七号」を「第七条第一項第八号」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。